

会

議

午前 10 時 0 分開議

○議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（竹内清二君） 本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、
13番 沢登英信君であります。

◎議第 61 号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 日程により、議第61号 下田市民文化会館指定管理者の指定について
を議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（土屋佳宏君） それでは、議第61号 下田市民文化会館指定管理者の指定に
ついてご説明をさせていただきます。

議案件名簿の 4 ページをご覧ください。

議案の名称は、下田市民文化会館指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定によりまして、公の施設の指定管理者の指定をさせて
いただくものでございます。

指定管理者を指定する公の施設は下田市民文化会館で、指定管理者となります団体は公益
財団法人下田市振興公社で、指定の期間は平成30年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日までの 3
年間とするものでございます。

提案理由は、下田市民文化会館の管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

続きまして、施設の概要と指定管理者となる団体の概要について条例改正関係等説明資料
の 1 ページから 3 ページをご覧くださいと思います。

施設の概要につきましては、市民文化の向上と福祉の増進に寄与するため設置され、平成
元年 3 月に竣工し、平成元年 4 月26日に開館した施設でございます。

所在地は下田市四丁目1番2号、構造は鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建て、延べ床面積4,749.97平方メートルで築28年経過してございます。

次に、指定管理者となる団体の概要でございますけれども、団体名は公益財団法人下田市振興公社で、代表者は理事長出野正徳でございます。

この団体は、平成5年3月31日に財団法人下田市振興公社として設立され、平成24年10月1日をもって財団法人から公益財団法人へ移行されたものでございます。

この公益財団法人の目的は、地域固有の文化、歴史、自然等を生かし、市民の生活文化の向上と地域の活性化を図るとともに、市が設置する公の施設の効率的な管理運営を行い、もって市民の福祉の向上に寄与するというもので、公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人でございます。

団体として行う主な事業につきましては、振興事業として国際交流推進事業、文化事業の振興、健康増進、スポーツ普及事業などで、ほかに施設管理運営事業、収益事業を行うものでございます。

なお、これまで下田市振興公社は第1回目の指定管理者として、平成18年度から平成19年度の2年間、第2回目の指定管理者として平成20年度から24年度の5年間、平成25年度から平成29年度の5年間、通算で3回更新いたしまして、本年度を含め12年間指定管理者として下田市民文化会館を管理運営している法人でございます。

次に、施設管理及び運営の提案趣旨でございます。

まず1点目につきましては、管理運営に当たり、地域文化を発信する公共施設として地域で文化活動を支援し、幅広い世代へ向けて参加交流できる場所として管理運営するという経営方針を示してございます。

2点目は、安全・安心面からの管理運営につきましては、安全危機管理の方針といたしまして、日頃から館内の巡回及び点検を実施しまして、予想される危機の分析や管理マニュアルの徹底更新、定期点検、危機管理研修への参加など、各職員と情報を共有し、施設の管理に努める。管理運営の具体策といたしましては、安全管理のため館内の見回りを日々行い、危険箇所の早期発見に努め、事故防止のための各収去、舞台点検を行い、経験や実績をもとに快適な環境の実現と効果的な保守管理を行い、安全管理に努めようとしているものでございます。

3点目は、サービスを向上させるための方策といたしまして、接客レベルの高いスタッフの育成により、質の高いサービスを安定して提供できるように努め、快適な空間を保つため

日常清掃及び定期清掃を行い、安全で快適に利用できる施設サービスの維持向上を目指しています。

4点目は、利用者等の要望の把握及び実現策といたしまして、定期的なアンケート調査、意見聴取により、利用者等への指摘や提案に丁寧に対応していくとさせていただきます。その他には、利用者のトラブルの未然防止と対処法、地域との連携、他施設との連携と緊急時の対応を掲げております。

申請理由といたしましては、これまで振興公社が市民文化会館を管理運営し、また、平成18年度から指定管理運営をしてきた永年の実績とノウハウは貴重な資産でございまして、そこに民間発想のマーケットの視点や効率化への工夫を加え、市民に対して質の高いサービスの提供を図るとともに、利用者に平等な施設利用をしていただけるとしております。

平成30年度以降の指定管理料につきましては、今回提案させていただいた下田市民文化会館指定管理者の指定をご承認いただいた後に、平成30年度当初予算のご審議をいただく予定でございますけれども、今回の提案に基づき、各年度の金額及び支払い方法の年度協定を結び決定するものでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

平成32年度までの管理運営費の計画表でございます。

指定管理料の申請に基づきまして、指定管理料を算出したものでございます。主に、指定管理料でございますけれども、平成28年度決算につきましては、当初予算7,043万円に對しまして、電気料返還金204万円程度を差し引いた金額6,839万支払ってございます。3年間の指定管理料でございますけれども、本年度7,144万1,000円に對しまして、30年度は347万9,000円の増額の7,492万円を、以降70万円から80万円の増額となっております。

増額となった主な要因としましては、現在市民文化会館を運営する職員は、職員の高齢化、人材不足等により今後も安定した質の高い舞台技術の提供が困難となることが想定されることから、人材確保及び育成するためにも、今まで正規職員3名、臨時職員4名としていたものを、正規職員4名、臨時職員3名とし、正規職員を1名増とするものでございます。

続きまして、5ページから11ページをご覧ください。

こちらは、指定管理者の候補者選定に係る選定結果の資料とさせていただいたものであります。7ページなんですけれども、選定結果をご覧いただきたいと思います。

今回の指定管理者の指定につきましては、下田市公の施設の指定管理者選定委員会に公募によらない選定でいただいたものでございます。審査に当たりましては、管理運営状況を

500点満点と採点いたしましたして、500点満点中の300点、60%が合格ラインとして設定されたものでございますけれども、結果といたしまして、合格ラインを上回る360点、6点ということでございまして、申請者公益財団法人下田市振興公社が指定管理者の候補者として適当と認める報告をいただいたものでございます。

なお、8ページ、9ページに、選定委員会より評価された点、また、今後の改善を望む点、今後の課題ということでご指摘をいただいております。

今後も指定管理者と定期的な協議を行いながら、事務改善を図るように指導し、また公の施設がどのような役割を地域住民から求められているかを念頭に置きまして、地域住民に対する公共の福祉を高められるようなサービスを提供していきたいと考えてございます。

10ページ、11ページにつきましては、指定管理者選定委員会の開催結果及び委員の方々となっております。

次に、12ページから41ページにつきましては、基本管理協定書及び仕様書等を添付させていただきます。

こちらの基本協定書につきましては、本年11月21日に公益財団法人下田市振興公社と仮協定を締結させていただいたものでございまして、今議会で可決いただいた場合には、基本協定書となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますけれども、議第61号 下田市民文化会館指定管理者の指定についての議案説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 一般質問でも取り上げたわけなんですけれども、今回も指定管理者に下田市振興公社とさせていただきますして、参考資料の4ページの資料をいただいたわけですが、ここで自主事業でイベント支援収入とそれにかかわる経費が載っておるんですが、これは振興公社内のいわば内部の経費といいますか収入経費でありまして、これを文化会館の指定管理料として組み込むのはいかがなものかと、考え方として。つまり、イベント収入、そこから上がった経費が下田市民文化会館の運営費に回されているというのは、考え方としてはおかしいんじゃないのかなと。下田市が100%出資している会社でありますから、下田市がそのことについて意見するのは出資者として当然ではありますけれども、ものの考え方と

して、文化会館の指定管理につきましては、指定、あくまでも文化会館の管理運営に必要とされる収入及び支出で考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（竹内清二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（土屋佳宏君） 自主事業の収入を指定管理料に含めた方がいいということの伊藤議員からの質問でございますけれども、指定管理料につきましては、計算方法がございまして、一応施設管理総額から収入、施設利用料と文化事業、実施事業という形の収入を差し引いた金額が指定管理料として定められてございますけれども、実際問題、要するに実施事業の収入というのは、利益を上げた分についてどのように使われているかといいますと、利益を受けた段階では各施設の修繕等に使われているのも現状でございます。伊藤議員の言われる収入として指定管理料に含めるのはおかしいんじゃないかというご質問でございますけれども、実際問題、私も伊藤議員と同等でございまして、せっかく一生懸命働いた金額で収入を上げた金額を何も使えないということであれば、一応何らかの問題等がございますので、本来であれば収益として上げて、一応指定管理の中の管理運営のほうに使っていただくとかそういう収入であればいいんですけれども、結果的に今の現状としましては、自主事業は指定管理料の中に含めるという、差し引きされなければならないという現状となっておりますので、今後また一応検討していきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 9 番 伊藤英雄君。

○9 番（伊藤英雄君） 予算のことは、来年度予算のほうで入ることになると思うんですけれども、上げようとして文化会館の管理運営に必要な経費、それを賄うだけの指定管理料という考え方をしていただいて、下田市振興公社が独自の努力でもって行っているイベント支援収入等は、振興公社自身がやっぱり組織をいろいろ改善していくために使われるような方向で考えていただきたいという要望を申し上げて終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第61号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第62号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第62号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（土屋佳宏君） それでは、議第62号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。

議案件名簿の5ページをご覧ください。

議案の名称は、下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、公の施設の指定管理者の指定をさせていただくものでございます。

指定管理者を指定する公の施設は下田市民スポーツセンターで、指定管理者となります公益財団法人下田市振興公社で、指定の期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間とするものでございます。

提案理由につきましては、下田市民スポーツセンターの管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

続きまして、施設の概要と指定管理者となる団体の概要について、条例改正関係等説明資料の42ページから44ページをご覧くださいと思います。

施設の概要につきましては、平成6年9月に勤労者総合福祉センターサンワークとして竣工しました。

所在地は、下田市敷根761番地、鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ床面積1,221.429平方メートルで築18年経過してございます。

この施設は平成16年2月に国から下田市が買い取り、市民の健康増進と体育の向上及びレクリエーションの振興を図ることを目的といたしまして、下田市民スポーツセンターとして設置されました。

次に、指定管理者となる団体の概要は、団体名は公益財団法人下田市振興公社で、代表者は理事長出野正徳でございます。

この団体は、平成5年3月31日に財団法人下田市振興公社として設立され、平成24年10月1日をもって財団法人から公益財団法人へ移行したものでございます。

この公益財団法人の目的は、地域固有の文化、歴史、自然等を生かし、市民の生活文化の向上と地域の活性化を図るとともに、市が設置する公の施設の効率的な管理運営を行い、もって市民の福祉向上に寄与するというものでございます。公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人でございます。

団体として行う主な事業は、振興事業といたしまして国際交流推進事業、文化事業の振興、健康増進、スポーツ普及事業などで、ほかに施設管理運営事業、収益事業を行うものでございます。

なお、これまで下田市振興公社は第1回目の指定管理者として、平成18年度から平成19年度の2年間、第2回目の指定管理者として平成20年度から24年度の5年間、平成25年度から29年度の5年間、通算で3回更新を行いまして、今年度を含め12年間指定管理者として下田市民スポーツセンターを管理運営している法人でございます。

続きまして、施設管理及び運営の提案要旨でございますけれども、まず1点目は、管理運営に当たり法人の目的に準じ、社会状況の変化や市民のニーズ等に素早く対応できる柔軟で弾力的な運営を行うとともに、枠組みを超えた総合的、横断的な運営を推進し、地元観光産業に貢献できる運営、地元教育機関に協力できる運営方針を掲げてございます。

2点目につきましては、安全・安心面からの管理運営につきましては、施設の定期点検、日常点検を確実に実施いたしまして、修繕箇所等の早期発見や事故の未然防止に努めるとともに、防犯上の安全点検に努めるとしてあります。

利用者の事故防止、緊急措置といたしましては、職員訓練、研修を実施するとともに、子供から高齢者まで幅広い世代の方が利用される場であることを再認識いたしまして、事故防止と応急処置に備える等でございます。

3点目は、サービス向上の方策につきましては、専門業務に精通した職員の従事と、外部指導者の協力によって、市民ニーズに対応した事業の提供を行うこととしてございます。

その他、利用者等々の要望の把握及び実現策、利用者のトラブルの未然防止の対応、地域との連携、他施設との連携等、緊急時の対策などを掲げてございます。

申請理由といたしましては、これまで振興公社が受託事業として下田市民スポーツセンターを管理運営し、また、平成18年度から指定管理者として管理運営をしてきた永年の実績とノウハウは貴重な資産でございまして、そこに民間発想のマーケットの視点や効率化への工夫を加えまして、市民に対し質の高いサービスの提供を図るとともに、利用者に平等な施設を利用していただけるとしております。

平成30年度以降の指定管理料につきましては、今回提案させていただいた下田市民スポーツセンター指定管理者の指定をご承認いただいた後に、平成30年度当初予算のご審議をいただく予定でございますけれども、今回の提案に基づき、各年度の金額及び支払い方法の年度協定を結び決定するものでございます。

続きまして、45ページをご覧ください。

平成32年度までの管理運営費の計画表でございます。

指定管理料の申請に基づきまして、管理料を算出したものでございます。主に、指定管理料でございますけれども、平成28年度決算につきましては、当初予算1,769万に対しまして、電気料返還金42万8,000円程度を差し引いた金額1,726万1,000円を支払ってございます。3年の指定管理料でございますけれども、今年度1,811万1,000円に対しまして、30年度は331万1,000円の増額の2,142万2,000円、以降4万円から9万円程度の増額となっております。

増額の主な要因につきましては、平成28年度に設置された下田市民スポーツセンターのかまど分を平成30年度からは、下田市民スポーツセンターの指定管理料に組み入れたため、増額となっております。

続きまして、46ページから51ページをご覧ください。

こちらは、指定管理者の候補者選定に係る選定結果の資料分を添付させていただいております。48ページの選定結果をご覧くださいと思います。

今回の指定管理者の指定につきましては、下田市公の施設の指定管理者選定委員会に公募によらない選定で選定したものでございます。審査に当たりましては、管理運営状況を500点満点と採点いたしまして、500点満点中の300点、60%が合格ラインとして設定されたものでございますけれども、結果といたしまして、合格ラインを上回る348.7点ということでございまして、申請者公益財団法人下田市振興公社が指定管理者の候補者として適当と認めるご報告をいただいたものでございます。

なお、49、50ページに、選定委員会より評価された点、また、今後の改善を望む点、今後の課題ということで指摘をいただいております。

次に、51ページ、52ページにつきましては、指定管理者選定委員会の開催結果及び委員会の方の名簿となっております。

次に、53ページから82ページにつきましては、基本管理協定書及び仕様書等を添付させていただいております。

こちらの基本管理協定につきましては、本年11月21日に公益財団法人下田市振興公社と仮協定を締結させていただいたものでございまして、今議会で可決いただきました場合には、基本協定書となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますけれども、議第62号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についての議案説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

8 番 鈴木 敬君。

○8 番（鈴木 敬君） 49ページに選定委員会の評価の中で、職員の人脈を生かした実施事業が評価される一方で、それに強く依存しているように思われたというふうに書かれておりますが、具体的にどのような自主事業がなされたのかを説明していただけますか。

○議長（竹内清二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（土屋佳宏君） 市民スポーツセンターの自主事業でございますけれども、主なものにつきましては、エアロビクス教室、バドミントンサークル、幼児体験教室、バレーボール教室でございます。まず、エアロビクス教室につきましては、4月から一応1年間ですけれども37回、参加者が634名ございました。バドミントンサークルにつきましては、年40回でございます。参加者につきましては452名ございました。幼児体験教室につきましては、1年間20回ございまして、参加者は124名ございました。バレーボール教室につきましては、1年間通しまして2,413名の参加がございました。

事業内容につきましては以上でございます。

○議長（竹内清二君） 8 番 鈴木 敬君。

○8 番（鈴木 敬君） それらの事業の収入というのは自主事業で教室等収入、その他のところに載っているわけですね。それによると平成28年で両方合わせて76万円ぐらいですね、収入が、それだけの事業をやって収入が76万円ぐらいというと、どのような収入なのか。そこをもう一度ご説明いただきたい。

○議長（竹内清二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（土屋佳宏君） 収入につきましては、やはり参加料はやはり300円とか400円という形で低料金で行っているもので、件数が増えてもなかなか収入に結びついていかないというのは現状でございます。

参加料をやっぱ高くすると、幼児体験教室などはやはりお子さん連れの父兄の方からしてみれば、やっぱ高くなるという設定をしてしまいますと、参加人数が減ってしまう状況にございますので、今のところは低料金で行っている関係上、そのような形となっているということでございます。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第62号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第63号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第63号 下田市都市公園指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、議第63号 下田市都市公園指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の6ページをお開き願います。

議案の題名は、下田市都市公園指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設に対する指定管理者を指定をさせていただきます。

指定管理者を指定する公の施設の名称は、敷根公園でございます。

指定管理者となる団体の名称は、公益財団法人下田市振興公社でございます。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

提案の理由は、敷根公園の管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

指定に至りました経過、概要につきましては、今までの説明と重複いたします部分は省略させていただきます。

指定管理者導入に伴う敷根公園の指定経過でございますが、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間、財団法人下田市振興公社、次に、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間も同じく財団法人下田市振興公社です。その後、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間の5年間も同じく財団法人下田市振興公社を指定しております。したがって、今回4度目の指定管理者の指定ということになります。

また、今回の指定につきましては、平成23年度に下田市経営戦略会議公共施設利用推進協議会での議論を経て定められた公の施設の管理運営等に関するガイドラインに基づきまして、移行後の運用をしてございます。

指定の期間につきましては、今回はガイドラインに基づき5年間とするところですけれど

も、今回３年間としております。その理由につきましては、公共施設等総合管理計画を踏まえて、平成32年度に策定予定の個別施設計画におきまして平成33年度以降の敷根公園のありようを示すことを考慮したものでございます。ガイドラインに基づき非公募とすること及び指定期間を３年間とすることにつきましては、下田市公共施設利用推進協議会での諮問、答申を経て、政策会議で決定しているものでございます。

この指定管理者の候補者の選定につきましては、さきの議第61号及び議第62号で述べておりますとおり、下田市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第４条の規定により、選定委員会にその選定を依頼したものでございます。平成29年11月９日付で選定結果の報告を受けてございます。

このたびの指定管理者の指定について条例改正関係等説明資料により説明をさせていただきます。お手数ですが、説明資料の83ページをお開き願います。

１の施設の概要ですけれども、施設の名称は敷根公園、所在地は下田市敷根757番地が代表の地番でございます。

施設の規模等は、昭和61年６月30日から供用の開始がされております。その敷地の延べ面積は11万8,616平方メートルでございます。

次に、２の指定管理団体の概要につきましては、今までの説明と重複をいたしますので、省略をさせていただきます。

次に、３の施設管理及び運営の提案要旨につきましては、（１）で管理運営を行うに当たっての経営方針についてお伝えしてございます。（２）の安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取り組みにつきましては、アの施設設備面、イの利用者の事故防止、救急処置面、ページを１枚めくっていただきまして84ページに、ウの公共的安心面、エの安全点検マニュアル、それぞれの項目について記載をさせていただいております。

次に、（３）サービスを向上させるための方策につきましては、アからオの事項を明示してございます。

次に、（４）利用者等要望の把握及び実現策につきましては、ア要望の把握、イで実現策を記載しております。

次に、（５）利用者のトラブルの未然防止と対処方法につきましては、アでトラブルの未然防止、イで対処方法について、それぞれ記載してございます。

ページを１枚めくっていただきまして、85ページに（６）地域との連携、他の施設との連携等については、アからウの対応をそれぞれ記載しております。

次に、（７）で緊急時の対応について記載をしてございます。アからウの対応をそれぞれ記載しております。

次に、（８）で指定管理者の指定を申請をした理由についてを記載してございます。さきの議案と同様の理由でございます。

次に、４の指定管理料についてとなっております。今後３年間の計画額が記載のとおりになります。今回の提案に基づき、各年度の金額及び支払い方法を年度協定を結び決定をすることになります。

86ページの管理運営費計画表をご覧ください。

施設管理事業及び実施事業の収入、支出、指定管理料について、平成28年度決算及び29年度予算、今回の指定期間に当たります30年から32年までの予算を記載してございます。

平成29年度の計画指定管理料は、6,927万4,000円に対しまして、平成30年度の計画指定管理料は7,094万6,000円で、前年比約2.4%の増額でございます。この要因といたしましては、敷根プールを併用していた民間スイミングスクール、２社のうちの１社が、平成29年９月をもって撤退したことによります使用料の減及び職員の定期昇給及び臨時職員の時給アップ後の増を見込んだ人件費の増によるものでございます。

また、今回の公社からの申請内容のヒアリングでは、人件費の積算について29年度までは施設管理事業分として正規職員６名、短時間勤務者を含む臨時職員３名の計９名で、自主事業分としまして臨時職員を計上しておりましたが、30年度からは実情に合わせまして施設管理事業の臨時職員を３名から４名に、自主事業の臨時職員を４名から３名に変更して営業してございます。

87ページから93ページまでは、下田市公の施設の指定管理者選定委員会からの報告の写しでございます。

89ページの選定結果をご覧ください。

今回の選定に際し、選定結果を導き出すに当たっては、公募によらない選定であることから、他の応募者との比較ができないため、さきの文化会館やスポーツセンターと同様に、現状の施設管理運営状況を500点満点中の300点、６割として設定し、それを目安といたしました。事業の遂行能力を初め、８項目について採点していただいた結果、配点が500点中、採点が348.7点ということで候補者として適当と認められたものでございます。

90ページには、総評として評価できる点、改善を望む点が記載されてございます。

候補選定委員会からの写しにつきましては、後ほどご覧いただけたらと思います。

94ページから104ページまでは、敷根公園管理に関する基本管理協定書の写し、105ページから123ページまでは業務に関する仕様書でございます。

こちらの基本管理協定書につきましては、本年11月21日に公益財団法人下田市振興公社と仮協定を締結させていただいたものでございまして、今議会で可決いただきました場合には、基本協定書となるものでございます。こちらにつきましても後ほどご覧いただけたらと思います。

今回提案させていただいております下田市都市公園指定管理者の指定につきましては、ご承認をいただいた後に、改めまして予算審議の中で債務負担行為につきまして議会に承認をいただく予定でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） プールの関係ですけれども、昨年事故がございましたね。それについての評価の点で何もここで触れていないんですけれども、これ何でそういう運営の面で触れておられないのか。

それから、その危機管理についても指摘ありませんし、どのように改善されていたのかということ。それから、やはり私も当時その責任は誰にあるんだという質問をしたんですけれども、やはりこれは管理者にあるんですね。だからそういうことを明確にしていかないと、今後、もしこういう事故がまた起き得る可能性もあるだろうから、その点についてどのように今後の指定管理者の選定について考えておられるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） 指定管理者の選定委員会の事務は総務課の総括しておりますので、選定委員会のほうでの選定結果の評価等について今議員のほうから御意見がございましたので、補足をさせていただきます。

ページとしては90ページのほうに敷根公園に関する指定管理者選定委員会の選定結果に対する総評がございます。今回、この総評、90ページ、91ページのほうに記載が、十分ではございませんが、今議員ご指摘のように、プールの事故を受けて下田市振興公社では、今回の指定管理の施設とともに危機管理マニュアルというものを新しく創設しております。それで、こういうふうな事故があった場合は、どういうふうにするのかというようなマニュアルを作

成した上で、今回指定管理者の選定委員会に臨まれております。

あわせて、その中でも特に特段記載したのは、90ページの総評の評価できる点というところの3つ目のところなんですけれども、ちょっと読ませていただきますと、前回の申請では健康広場における自主事業計画は皆無だったが、自主事業としてグラウンドゴルフ等の取り組み、2項目増えたということ。

それから、下から2つ目、その他の1つ目なんですけれども、ここにはないのですが、危機管理については、地震や風水害対応のほか、防犯カメラの設置等による防犯対策や有害鳥獣対策の対応が求められており、検討していただきたいというふうな記載になっております。この書き方は地震や風水害、それから事故等に関する危機管理のマニュアルは、この指定管理の選定委員会にかける前段で新たに29年度中につくられておりましたので、そこについては記載がございませんでした。さらに、特に敷根公園のほうでは有害鳥が出たりとか防犯カメラなどの対応もしていきたいということで積極的な対応を記載してございます。ですので、先ほどのように事故に対しての危機管理については、マニュアルは3施設とも提出はございました。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） それと、やはり責任ですね、どこの責任になるのか。民間ならばこれを提示する。これは公社の提示ですよ、考えている。前回事故があったときの管理者、事故の責任というのかな、そういうものも私は公社の理事長から何か一言おわびの言葉もあるのかなと思ったんですけれども、そういう責任をはっきりさせていかなければいけないんだろうと、そういう管理体制、自然災害の場合はやむを得ませんけれども、そういう人的な、機械的なそういう事故の場合、こういう責任に対してどうするかということを明確にやっぱり記載する必要があると思う。その点について伺います。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） まず、事故の責任ですけれども、今回の事故に関しましては公社の責任ということで、被害に遭われた方と公社のほうで交渉を今後は時間を積んでいく形になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 3回目、増田 清君。

○11番（増田 清君） すみません、課長のほうを向かないで質問したのは申しわけなかつ

たんですけれども、ですから、私が言いたいのは、まだ解決されていないのかどうか知りませんが、やっぱりこういうふうに事故が起きたときはやっぱり管理者、言うならば責任者ですから、これ理事長さんでしょう、やっぱり理事長さんが市民に向かって、やはり利用されてけがをしましたと、管理者として何らか、おわびとかそういうものを本来ならば表明すべきじゃないかなと、そういうことです。

だから、この理事長さんがこういうことについて本当に自分が責任を負っているのか負っていないのか、そういうことなんです。それについて指定管理者に今回、特に、ここをそういう件につきまして、どう考えておられるのかという、そういうことです。それについてどう考えておられるのか。はっきりこれは管理者の、言うなれば理事長さんの責任ですと、そういうことははっきり明確に書くべきです。それについて。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 公社の理事長さんにつきましても責任は感じているということで被害者の方におわび等も一緒に行っております。責任がないという考えはないと思っております。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

8 番 鈴木 敬君。

○8 番（鈴木 敬君） 91ページの今後の課題というところで収支計画を見ると、指定管理料を除く各収入、事業実質支出がほぼ同額で推移しているにもかかわらず、指定管理料が増加している等、相対的に経営感覚に欠け、経営戦略戦術に物足りなさを感じたというふうに書かれておりますが、これはどういうことなのか説明ください。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） まず使用料金の設定の考え方なんですけれども、利用に当たりましては、コース貸し利用とか個人で利用される方もいろいろいらっしゃるんですけれども、コース貸しの場合、1コースの中に入る人数の増減によらず一律の料金なので、利用者数に応じて使用料をもっと取る方法、手法があるんじゃないかということなど、その指摘があったというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） 補足いたしますと、89ページのほうに今回6名の委員さんたちの

選定結果がございます。500点満点で一応平均点と言ったら悪いんですけども、採用点としては一応6割という形での採点を行っていただいたわけなんですけれども、見ていただくと当然6割でもかなり高い点数にはなっておるんですけども、収支計画のところやはり6割ちょうどぐらいになっているというところがポイントでございます。やはり、こちらのほうにも出てくるところ出てこないところがございますけれども、やはり敷根プール、それからほかの施設もやはり賀茂郡内に1つしかないような施設、かなりあります。その中で、やはり影響が下田市内に限らず、広い範囲でやっているのかとかそういうふうな質問が出たり、90ページのほうにありますように、広報など、下田市の広報だけではなくて他市町のほうの広報もやったらどうかとか、それからホームページとかSNSなんかは、今下田市の市のホームページも大分変わってきたんですけども、公社のホームページがやはり遅れていると。

それから、あと、ここの3つ目にもありますけれども、今敷根公園のプールを利用される方を対象に、週1度の送迎バスを東急のところからやっているんですけども、こういうのをもう少し頻繁にやったらどうかという、要は営業努力がもう少しやったらどうかというような発言が出ました。その辺は、もう少し民間経営として物足りなさを感じているということになります。

なお、その指摘を受けまして、当然そのまま言われっぱなしではないと思います。当然理事長を含めた理事も聞いておりますので、この辺を改善していこうということになっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（竹内清二君） 8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 85ページの指定管理者の指定を申請した理由について、これは全部スポーツセンター等も同じなんです、そこには民間発想のマーケットの視点や効率化への工夫などを加えることと書いてありますよね。そもそも振興公社というのは民間じゃないんですよ。民間ではない組織が民間発想のマーケットの視点や効率化への工夫と、どのような形で捉えていくのかということがよく見えてこないんですが、もう一つ、そもそも指定管理者制度が平成18年ごろ制定されて、それから始まりまして、一貫してずっとこの3施設に関しては振興公社が公募によらない指定管理者になっていますよね。指定管理者制度というのはそもそもは公募によっていろいろな民間の参入も入れながら、民間的な発想で公共施設を運営していこうというのが指定管理者制度のそもそもの目的であるというふうに理解しておるんですが、一貫して公募によらない。しかも民間でない組織によってずっと指定管理者と

して維持管理しているということがあって、その中でいろいろな問題が今出てきているんだというふうに思います。特に、その経営に関して、民間的なのが不足しているんじゃないかなというところがこの間のずっと蓄積された中でできているんじゃないかというふうに思います。ここら辺の制度としての疲弊とは言いませんが、いろいろな問題が蓄積されてきているんじゃないかというふうな観点、これについては当局としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） 指定管理制度を導入する際に、市のほうではガイドラインというのを設けております。どういう施設、要するに福祉の向上とか、健康増進、こういうものについては非公募、それから、営利がかなり強いようなものについては公募というふうな形が全国的にも多いようです。全国的な数値表でいきますと、公募の選定の割合は全国で約3割程度になっています。決して公募にしたからといって競争原理が働くかということそうでもないと思います。

市が指定しております下田市振興公社については、昨日の答弁でもちょっとお話ししましたけれども、平成24年10月に公益財団法人になりました。これになる際には、市のほうにも当然問いかけがある中で、一般財団法人にするのか、解体して市の直営とするのか等の問いかけがあった中で、市としては公益財団法人に進むのが適当だろうというふうな当時判断をしているという形で下田市振興公社とともに施設管理を進めようというふうな姿勢になっていることをご理解いただければと思います。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） 先ほど総務課長のほうからお話が出た理事長、理事も考えているというようなことだったんですが、これ、この3施設の大体私見ている限り、営業努力というのを非常に現場の方々がやられているという印象があるんですね。その辺、本当に努力しているんですね。ただ、理事長、理事、いわゆる肩書がある方、働いていないような方々という印象を受けるんですけれども、その辺を経営戦略とか戦術という部分での立案も含めてもっと働いていただきたいなと。その部分、その人件費とかというのはやはりもちろん取られているわけですよね。その辺、できれば全体で努力していただきたいと思うわけです。いかがでしょうか。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） すみません、手元に余り資料がなくて、ちょっと誤っていたら申

しわけございませんが、下田市振興公社の理事長は非常勤ですので、その中で代表理事だけが半日勤務という形になっていますので、そのような形になっています。

ほかの理事は、本当に非常勤ですので、決して組織自体の部分での人件費というのは大きくはかかっておりません。私のほうで見ていると、下田市振興公社の理事長及び代表理事は非常に適切に判断してくれているというふうに自覚しております。よろしくお願いします。

○議長（竹内清二君） 3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） やはり肩書ではなく役割をしっかり全うしていただきたいという要望で終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第63号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時 4分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第66号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第66号 下田市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、議第66号 下田市景観まちづくり条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案件名簿の13ページをご覧ください。

提案理由といたしましては、特定届出対象行為に係る条文の整理を行うためでございます。

改正条文は、議案件名簿の14ページのとおりでございます。

改正内容につきましては、条例改正関係等説明資料の144ページ、145ページをご覧ください。

い。

下田市景観まちづくり条例では、第18条で届出除外行為を、第19条で特定届出対象行為を定めております。ページ中段から下に、参考として平成27年の改正内容を示しておりますが、第18条の規定の（１）号から（４）号までの各号列記だったものを全て別表に改正した際に、それを準用している第19条を同時に改正すべきだったところ、改正が行われていなかったため、今回行うものでございます。

以上、雑駁ですが、議第66号 下田市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第66号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第67号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第67号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（日吉由起美君） 議第67号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

私、風邪を引いておりまして、大変お聞き苦しいとは存じますが、お許し願いたいと思います。

お手数ですが、議案件名簿の15ページをお開き願います。

下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙16ページから18ページのとおり制定するもので、今回の条例改正は地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、平成29年5月臨時市議会において下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例として専決処分の報告をさせていただいた部分以外の部分について条例の改正を行うものでございます。

提案理由でございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の改正に伴い、条文を整理するためでございます。

なお、今回の改正につきましては、国から示されました改正文どおりの改正となっております。

下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、その主な改正内容について条例改正関係等説明資料により説明をさせていただきます。

それでは、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の146ページ、説明資料①をご覧ください。

今回の条例改正の主な項目は以下のとおりで、改正箇所により施行日が異なります。

1つ目は、固定資産税、都市計画税において地方自治体が地域の実情に合わせて固定資産税等の課税標準の特例措置等に係る特例割合を条例で定めることができる仕組みである、いわゆるわがまち特例に関して、新たに対象を追加するものです。平成29年度税制改正において少子化対策や待機児童解消は喫緊の課題であり、保育の受け皿整備を促進するため、国が一律に定めていた特例措置の内容をわがまち特例とすることにより、地域の実情に応じた政策展開が可能になるとされました。

①の家庭的保育事業等は、従前、27年度の税制改正になりますけれども、地方税法第349条の3第28項から第30項において、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とするとしていたものを、2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額にすると改正されたもので、この割合を下田市では3分の1とするものです。

②の企業主導型保育事業は、今回新設されるもので、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が設置する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対し、5年度分同様に特例割合を設置するものです。

特例割合の参酌基準を上回る3分の1とした、つまり3分の2を控除することにした理由は、下田市のまち・ひと・しごと総合戦略においても切れ目のない子育て支援サービスの充実を目指すとされており、少子化対策、子育て支援の一環として多様な保育ニーズの受け皿を確保するためでございます。

2つ目は、個人市民税において、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しに伴い規定の整備

をするものです。平成29年度の税制改正において就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者控除、配偶者特別控除について控除の対象となる配偶者の合計所得を引き上げる等の見直しが行われました。具体的には、所得税で38万円、住民税では33万円となる控除の最大の適用を受けられる配偶者の年収上限を現行の103万円から150万円に引き上げるとともに、現行制度と同様に、150万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しないよう、201万円までは段階的に縮小しつつ控除が受けられる仕組みとしています。

また、納税者本人の所得に応じて控除額が低減、消失される仕組みも導入しています。この給与収入150万円という水準は、安倍内閣が目指している最低賃金の全国加重平均額である1,000円の時給で、1日6時間、週5日勤務した場合の年収144万円を上回るものとされています。

今回の改正は、所得税法及び地方税法の改正による配偶者控除、配偶者特別控除の見直しの中で、現行の控除対象配偶者の定義が同一生計配偶者と改められたことに伴い、下田市の税賦課徴収条例においても所要の改正が必要となったことによるものです。

また、今回の配偶者控除、配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填するとされています。

なお、その他の改正内容ですが、地方税法の改正等に伴う参照条項ずれ、語句の修正等、条文整理をするものでございます。

続きまして、147ページ、148ページ、説明資料②をお開きください。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正するところとなっております。

第62条の2の追加は、先ほど申し上げましたわがまち特例において、新たな項目を追加するものでございます。第61条の2法第349条の3第28項等の条例で定める割合は、第1項から第3項において、いずれも3分の1とするもので、法第349条の3第28項は家庭的保育事業、同じく29項は居宅訪問型保育事業、同じく同30項は利用定員が5人以下の事業所内保育事業のことでございます。

第87条は、軽自動車税に関する申告または報告で、第1項から第3項において提出すべき様式の「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、附則第5条、個人の住民税の所得割の非課税の範囲等第1項中、ページをめくっていただき149ページ、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるもの

でございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合で、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加えるもので、第8項における法附則第15条第44項は、企業主導型保育事業のことでございます。

今回の条例改正におきまして、第61条の2と附則第10条の2と、どちらもわがまち特例を規定しておりますが、これは地方税法の定めではございますが、第61条の2は恒久的なものとして、附則第10条の2は期間を定めて行うものとして規定しているものでございます。

附則第29条は固定資産税の課税の特例を定めるもので、附則第10条の2第8項の追加に伴い、条文を整理するものでございます。

なお、第61条の2は、下田市税賦課徴収条例第152条に既に規定されております。

続きまして、下段は下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正、附則第5条による改正でございます。

今回改正条例の附則において、平成26年下田市条例第8号の附則を改正するもので、平成26年の改正条例の附則における軽自動車税の経過措置において、平成27年3月31日以前に取得した軽自動車に対し、従前の税率を適用しているものですが、軽自動車の税額について従前の改正と整合性を図るため、修正を行うものです。

続きまして、153ページ、154ページをご覧ください。

下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正、附則第6条による改正でございます。

附則第6条の改正は、平成29年3月議会において条例改正を行いました。まだ施行されていない軽自動車税の改正部分について今回の第87条の改正規定との整合性を図るため修正を行うものです。

議案件名簿の16ページにお戻りいただいて、附則でございますが、第1条は条例の施行期日を定めるもので、この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は当該各項に定める日から施行するといしましては、第1号に規定する部分の施行日は、これは個人市民税を除く分ですが公布の日、第2号に規定する部分の施行日は、附則第5条の改正、これは軽自動車税の税額に関する規定ですが、施行日を平成31年10月1日とするものです。

第2条は、市民税に関する経過措置で、同一生計配偶者の定義の変更は、平成31年度以降の年度分の市民税について適用するものです。

第3条は、固定資産税に関する経過措置でございまして、わがまち特例に関する規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用するものです。

第4条は、都市計画税に関する経過措置でございまして、わがまち特例に関する規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用するものです。

第5条、第6条は、先ほど説明させていただきましたが、平成26年及び平成29年の条例改正部分を改正させていただくものです。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第67号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わりとさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 2点ほどお尋ねします。

説明資料の146ページ、固定資産税、都市計画税のところ対象事業で家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業とあるんですが、具体的にはどういうものを指すのかということで、下田市ですとファミリーサポートというような中で、居宅への預かりとかそういったことをやっているんですが、そういったものは該当するのかどうかというのが1点。

2点目は、個人市民税で控除対象配偶者のところで、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるという、新聞なんかによりますと年収1,000万円と表示されているんですが、正しくは年収ではなくて所得が1,000万円がいいのかどうか、確認の意味でお尋ねをします。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 146ページの①家庭的保育事業ということでございます。

こちらにつきましては、全て民間の保育事業ということでございます。ちなみに、家庭的保育事業といいますのは、市の認可いたしました事業者、家庭的保育所でございますけれども、受託の居室等で家庭的な保育のもと少人数の子供の保育を行う事業というようなものになります。

居宅訪問型保育事業というものは、こちらも認可の保育事業でございまして、これは障がいですとか病気ですとか、個別のケアが必要な場合などに保護者の自宅におきまして委託して行う事業ということでございます。

事業所内保育事業、こちらも認可の保育事業でございまして、その従業員の子供だけでは

なくて地域の保育を必要とする子供も一緒に保育を行う事業というもので、今現在、こちらの家庭的保育事業等の中、市内には該当施設はございません。

ちなみに、この２番目の企業主導型保育事業というものでございますが、こちらは認可外保育事業でございます。こちらにつきましては、企業ですとか事業所が国から助成を受けまして、その従業員の子供の保育を実施する保育事業ということでございまして、地域ワークとして地元の子供たちの受け入れも可能ということでございます。こちらにつきましては、本年４月に社会福祉法人梓友会さんが、みくら保育園というものを開設してございます。

こちらにつきましては、市のいわゆる認可保育所、また民間保育所と違いまして、保育資格につきましても、例えば午前７時から午後８時までとか、それから年中無休で子供を受け入れるとかというようなことで、保護者の働き方に応じて多様なニーズに対応できるというふうなことでございます。

私からは以上です。

○議長（竹内清二君） 税務課長。

○税務課長（日吉由起美君） 年収と所得の関係でございますけれども、今回こちらのほうに書かせていただきました合計所得金額が１,０００万円以下であるというところですが、年収に換算しますと１,２２０万円でございます。そこから給与所得控除を除きまして、所得としますと１,０００万円ということになります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第６７号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第６８号～議第７２号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第６８号 平成２９年度下田市一般会計補正予算（第７号）、議第６９号 平成２９年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）、議第７０号 平成２９年度下田市介護保険特別会計補正予算（第２号）、議第７１号 平成２９年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第３号）、議第７２号 平成２９年度下田市水道事業会計補正予算（第２号）、以上５件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

○総務課長（井上 均君） 議第６８号 平成２９年度下田市一般会計補正予算（第７号）から議

第71号 下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）まで一括してご説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要をご用意をお願いいたします。

初めに、議第68号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

12月の補正予算につきましては、その編成方針を「厳しい財政状況の中、9月補正後の事情の変化により必要となった義務的経費、国県補助事業の変更や追加及び入札執行済み等により不用額が見込まれるもの等に限ったものとする」と定め、補正予算要求の指示をしたところであり、査定もこの方針により行ったものでございます。

その内容につきましては、歳入では、歳出の特定財源が主なもので、歳出では、中学校再編に係る基本計画策定・耐力度調査費用、防災・安全対策の推進、子育て・社会保障の充実、教育環境の充実、公共施設等の修繕などに対応した予算を中心に選定したところでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

平成29年度下田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,230万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億4,795万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

続きまして、第2条です。

債務負担行為の補正は、第1項「第2表債務負担行為補正 1追加」及び第2項の「第2表債務負担行為補正 2変更」によるということで、恐れ入りますが補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

追加は7件で、1件目は、電算処理アウトソーシング（帳票一括印刷等）で、期間は平成29年度より平成30年度まで、限度額は、事業予定額260万3,000円の範囲内で軽自動車税及び固定資産税の納税通知書を電算処理アウトソーシング（帳票一括印刷等）する旨の契約を平成29年度において締結し、平成30年度において支払うもの、2件目は、下田認定こども園通園バス運行管理業務委託料で、期間は平成29年度より平成32年度まで、限度額は、事業予定

額2,032万2,000円の範囲内で、下田認定こども園通園バスの運行管理業務を委託する旨の契約を平成29年度において締結し、平成30年度以降において支払うもの、3件目は、敷根公園指定管理料で、期間は平成29年度より平成32年度まで、限度額は、事業予定額2億1,565万2,000円の範囲内で敷根公園の指定管理を委託する旨の契約を平成29年度において締結し、平成30年度以降において支払うもの、4件目は、新中学校整備基本計画策定業務委託料で、期間は平成29年度より平成30年度まで、限度額は、事業予定額1,200万円の範囲内で新中学校整備基本計画策定業務を委託する旨の契約を平成29年度において締結し、平成29年度予算計上額600万円を超える金額600万円につきましては平成30年度において支払うもの、5件目は、下田中学校耐力度調査業務委託料で、期間は平成29年度より平成30年度まで、限度額は、事業予定額500万円の範囲内で下田中学校耐力度調査業務を委託する旨の契約を平成29年度において締結し、平成29年度予算計上額250万円を超える金額250万円については平成30年度において支払うもの、6件目は、下田市民スポーツセンター指定管理料で、期間は平成29年度より平成32年度まで、限度額は、事業予定額6,444万9,000円の範囲内で下田市民スポーツセンターの指定管理を委託する旨の契約を平成29年度において締結し、平成30年度以降において支払うもの、7件目は、下田市民文化会館指定管理料で、期間は平成29年度より平成32年度まで、限度額は、事業予定額2億2,700万9,000円の範囲内で下田市民文化会館の指定管理を委託する旨の契約を平成29年度において締結し、平成30年度以降において支払うものでございます。

9ページをお開きください。

債務負担行為の変更は1件、宮渡戸橋かけかえ工事で、小中学校の児童生徒の安全確保のための通路整備工の増、作業土工における搬出機械の変更等による増及び単価更正などの理由によりまして、平成29年度より平成30年度までの事業予定額を1億8,020万円から2億1,020万円に変更し、平成29年度予算計上額を6,510万円から5,650万円に減額し、超える金額を1億1,510万円から1億5,370万円に増額し、平成30年度において支払うものでございます。

1ページにお戻りいただき、第3条地方債の補正で、地方債の変更は「第3表 地方債補正」によるということで、補正予算書の10ページをお開きください。

地方債の変更は1件で、起債の目的は宮渡戸橋かけかえ事業で、限度額2,680万円を2,310万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

それでは、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要 2 ページ、3 ページをお開きください。

歳入でございます。

統合政策課関係、14款 2 項 1 目 4 節県費・ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業費補助金220万円の減額は、ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業で、多子世帯軽減による保育所及び幼稚園利用者負担金等への支援が補助対象外とされたもの。

総務課関係、14款 2 項 7 目 1 節県費・県営事業軽減交付金602万1,000円の増額は、県営事業軽減交付金の確定によるもの、15款 2 項 1 目 1 節不動産売却収入 4 万6,000円の増額は、市有地売却、20款 1 項 3 目 1 節道路橋梁債370万円の減額は、宮渡戸橋かけかえ事業の事業費減によるもの。

防災安全課関係、14款 2 項 1 目 3 節県費・緊急地震・津波対策費等交付金150万円の増額は、春日山遊歩道歩道橋修繕工事に係る緊急地震・津波対策等交付金の増、19款 4 項 4 目 20 節雑入378万6,000円の増額は、市町村振興協会地震・津波対策事業交付金で、屋内運動場ガラス飛散防止改修工事の補助裏への追加財源ほか。

福祉事務所関係、13款 1 項 1 目 5 節国庫・生活保護費等負担金3,000万円の増額は、生活保護・医療扶助費等に係る負担金の増、同 2 項 2 目 1 節国庫・社会福祉費補助金40万1,000 円の増額は、地域生活支援事業費及び障害者総合支援事業費に係る補助金の増、14款 2 項 2 目 1 節県費・社会福祉費補助金 6 万5,000円の増額は、地域生活支援事業費等に係る補助金の増、17款 2 項 1 目 13節災害復興支援貸付基金繰入金150万円の減額は、4 月18日発生集中豪雨による被災世帯への災害復興資金貸付の申し込みの減により、財源となる基金繰入金の減、19款 4 項 4 目 4 節心身障害者扶養共済制度保険料受入金17万9,000円の増額は、1 名の新規加入があったため。

市民保健課関係、13款 1 項 1 目 6 節国庫・保険基盤安定負担金60万4,000円の減額及び14 款 1 項 1 目 5 節県費・保険基盤安定負担金324万円の減額は、国民健康保険事業特別会計における保険基盤安定交付申請額の確定により、繰出金の財源となる負担金の減。

4 ページ、5 ページをお開きください。

産業振興課関係、12款 1 項 4 目 7 節爪木崎自然公園使用料100万4,000円の増額は、夏期有料駐車場使用料の確定、14款 2 項 4 目 1 節県費・農業費補助金 3 万1,000円の増額は、中山間地域等直接支払い事業に係る補助金の増。

建設課関係、13款 2 項 5 目 1 節国庫・社会資本整備総合交付金544万4,000円の減額は、宮渡戸橋かけかえ事業に係る防災・安全交付金の減、14款 2 項 6 目 3 節県費・住宅費補助金60

万3,000円の増額は、急傾斜地対策測量業務に係る補助金の増。

学校教育課関係、11款2項1目2節児童福祉費負担金444万6,000円の減額及び同3目1節教育費負担金74万3,000円の減額は、利用見込みの増減や後期の利用者算定切りかえに伴う保育所、認定こども園及び幼稚園利用者負担金の増減、13款1項1目4節国庫・児童福祉費負担金574万7,000円の増額は、民間保育所等に対する国基準単価の改正及び後期の利用者算定切りかえに伴う子供のための教育・保育給付費負担金の増、同2項2目2節国庫・児童福祉費補助金71万円の増額は、病児保育利用者増加見込みによる子ども・子育て支援交付金の増、14款1項1目3節県費・児童福祉費負担金287万4,000円の増額も、民間保育所等に対する国基準単価の改正及び後期の利用者算定切りかえに伴う子供のための教育・保育給付費負担金の増、同2項2目3節県費・児童福祉費補助金6,000円の増額は、多様な保育推進事業、子育て支援事業に係る補助金の増減、17款2項1目11節奨学振興基金繰入金120万8,000円の増額は、プログラミング教育実施のための奨学振興基金の充当繰入金でございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

歳出でございます。

議会事務局関係、1 款 1 項 1 目 0001 議会事務5,000円の増額は、職員人件費。

統合政策課関係、2 款 1 項 1 目 0100 総務関係人件費181万6,000円の増額は、職員人件費、時間外勤務手当等、同2目0110人事管理事務37万5,000円の増額は、特別職報酬等審議会委員報酬等、同0111福利厚生事業19万円の増額は、健康診断受診者増による職員厚生事業委託、同0112職員研修事業13万1,000円の増額は、政策提案研修に係る事務費、同8目0240地域振興事業170万7,000円の減額は、職員人件費の減及び時間外勤務手当、ふるさと納税ワンストップ特例対応の郵便料及びオール静岡移住相談会参加者負担金ほか事務費の増。

総務課関係、2 款 1 項 3 目 0140 行政管理総務事務267万円の増額は、職員人件費、時間外勤務手当、運転手賃金、消耗品費、同10目0300財政管理事務77万9,000円の増額は、時間外勤務手当、普通旅費、固定資産台帳管理システムデータ更新業務委託、同13目0350工事検査事務16万9,000円の減額は、職員人件費、同9項1目0910電算処理総務事務1,000円の増額は、マイナンバーカード特定個人情報提供省令の改正を受け、従来の中間サーバー・プラットフォーム利用負担金が後期分について交付金に移行するもの、12款1項1目一般会計予備費2,634万4,000円の減額は、歳入歳出調整額。

税務課関係、2 款 2 項 1 目 0450 税務総務事務35万9,000円の減額は、職員人件費。

防災安全課関係、2 款 8 項 1 目 0860 防災対策総務事務65万円の増額は、時間外勤務手当及

び伊豆新聞社ビルと防災避難ビル協定を締結するため、階段室の扉錠を電気錠に取りかえるための物品補償、同0864防災施設等整備事業300万円の増額は、産廃処理費の増額に伴う春日山遊歩道歩道橋修繕工事の増、8款1項2目5810消防団活動推進事業12万9,000円の増額は、時間外勤務手当の増及び浄化槽保守点検業務委託の減、同5811賀茂支部消防査閲大会事業22万1,000円の減額及び同5812静岡県消防査閲大会事業6万2,000円の減額は、大会参加経費の精算、8款1項3目5860消防施設等整備事業46万9,000円の減額は、半鐘塔解体工事の増3カ所及び旧5分団第1部詰所の柿崎区譲与による詰所解体工事の減。

8ページ、9ページをお開きください。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務87万8,000円の減額は、職員人件費、同2目1041臨時福祉給付金給付事業1万8,000円の増額は、国庫返還金、同3目1053地域生活支援等事業26万2,000円の増額は、移動支援事業委託、同1061障害認定調査等事務10万7,000円の増額は、普通旅費、同4目1102心身障害者扶養共済事務19万9,000円の増額は、1名の新規加入による負担金、補助金の増、同6目1120障害福祉サービス事業54万円の増額は、平成30年度報酬改定等に伴う障害者自立支援給付支払等システム改修委託、同4項1目1750生活保護総務事務7万7,000円の増額は、職員人件費、同1751生活保護費支給事業4,000万円の増額は、医療扶助費の増加を見込むもので、生活保護扶助費の総額7億円を7億4,000万円と見込むもの、同5項1目1801災害救助事務150万円の減額は、4月18日発生集中豪雨による被災世帯への災害復興資金貸し付けの減。

市民保健課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務609万2,000円の増額は、時間外勤務手当及び住基連携システム導入業務委託で、基幹系住民票システムのクラウド移行に伴い、戸籍附票に住所自動記載機能が追加されたため、戸籍システム側で住民票データの受け入れをするための連携システム導入委託、3款2項4目1400高齢者保健福祉計画推進事業12万円の増額は、高齢者保健福祉計画策定推進協議会委員報酬、同7項1目1901国民健康保険会計繰出金148万1,000円の減額は、事務費等に係る国民健康保険事業特別会計繰出金、同1902保険基盤安定繰出金512万5,000円の減額は、保険基盤安定繰出金の確定、同8項1目1950介護保険会計繰出金95万4,000円の減額は、介護保険特別会計繰出金で、人件費等事務費及び介護保険システム改修分、4款1項1目2000保健衛生総務事務98万2,000円の減額は、職員人件費。

環境対策課関係、4款3項1目2250清掃総務事務18万8,000円の増額は、職員人件費、時間外勤務手当の増及び浄化槽保守点検業務委託の減、同3目2280ごみ収集事務30万6,000円

の増額は、集じん機修繕工事期間、他町へ搬出するためのゴミ持ち込み手数料、同 4 目2300 焼却場管理事務1,022万8,000円の増額は、職員人件費の減及び時間外勤務手当、修繕料の増で、減温用排ガス用コンプレッサー取りかえ等、同 5 目2381環境衛生事業 1 万7,000円の減額は、浄化槽保守点検業務委託、同 4 項 1 目2410水道事業会計繰出金122万8,000円の減額は、職員児童手当分の増及び経営戦略策定分の減。

10ページ、11ページをお開きください。

産業振興課関係、5 款 1 項 3 目3101中山間地域等直接支払事業 4 万1,000円の増額は、中山間地域等直接支払交付金、同 5 目3250基幹集落センター管理運営事業25万3,000円の減額は、修繕料の増及び浄化槽保守点検業務委託の減、同 2 項 1 目3350林業振興事業17万1,000 円の増額は、間伐事業等補助金、同 3 目3450保健休養林管理事業14万7,000円の減額は、修繕料の増及び臨時雇い賃金、浄化槽保守点検業務委託の減、同 4 項 1 目3700水産振興事業27 万5,000円の増額は、下田市漁業近代化資金等保証補給事業補助金の 1 件追加、同 2 目3750 漁港管理事業10万2,000円の減額は、車両借り上げ料。

観光交流課関係、6 款 2 項 1 目4200観光まちづくり総務事務24万円の増額は、時間外勤務 手当、同 3 目4350観光施設管理総務事務134万3,000円の減額は、修繕料の増及び浄化槽保守 点検業務委託の減。

建設課関係、7 款 1 項 1 目4500土木総務事務 6 万6,000円の減額は、職員人件費、同 2 項 4 目4700橋梁維持事業1,015万3,000円の減額は、宮渡戸橋かけかえ事業減額のほか、関連事 業の減、同 5 項 4 目5250都市公園維持管理事業208万3,000円の増額は、敷根公園プール内の 機器修繕の増及び浄化槽保守点検業務委託の減、同 7 項 3 目5630急傾斜地対策事業140万円 の増額は、河内諏訪地区に係る急傾斜地崩壊対策事業測量業務委託。

学校教育課関係、3 款 3 項 3 目1550公立保育所管理運営事業176万1,000円の減額は、職員 人件費の減及び各種備品購入費の増、同 4 目1600民間保育所事業394万2,000円の増額は、1 歳、2 歳児の減少見込みによる多様な保育推進事業補助金の減及び国基準単価の改正に伴う 保育所運営費の増、同 5 目1670認定こども園管理運営事業 6 万6,000円の増額は、管理用備 品、同 9 目1749子ども・子育て支援事業212万9,000円の増額は、下田メディカルセンター内 の病児保育事業利用者増加見込みによる補助金の増、9 款 1 項 2 目6010教育委員会事務局総 務事務50万4,000円の増額は、職員人件費の減及び時間外勤務手当、消耗品費の増、同 3 目 6020奨学振興事業120万8,000円の増額は、地方創生の取り組みとして、また IT 人材不足解 消の一助となるよう市立中学校に在籍する中学生の希望者を対象としたプログラミング教室

を株式会社ダウンゴのバックアップを得ながら平成30年度から実施したいもので、今年度は現地講師による学習サポートが行えるよう、プログラミング教育講師研修業務委託を追加するもの、同2項1目6050小学校管理事業98万4,000円の減額は、メール配信サービス利用手数料、管理用備品の増及び浄化槽保守点検業務委託の減、同3項1目6150中学校管理業務113万5,000円の減額は、メール配信サービス利用手数料、管理用備品の増及び職員人件費、浄化槽保守点検業務委託、下田東中学校屋内運動場トイレ洋式化工事の減。

12ページ、13ページをお開きください。

同3目6195中学校再編整備事業876万5,000円の増額は、下田市立学校統合準備委員会委員報酬、費用弁償の増及び債務負担行為の新中学校整備基本計画策定業務委託及び下田中学校耐力度調査業務委託の追加、同4項1目6250幼稚園管理事業6万6,000円の増額は、管理用備品、同7項1目6800学校給食管理運営事業35万7,000円の増額は、夜間等警備委託及び警備機器設置業務委託の追加。

生涯学習課関係、9款5項1目6350社会教育総務事務24万円の増額は、時間外勤務手当、同4目6500芸術文化振興事業50万円の増額は、蓮台寺地区大日如来像・四天王像の修復と収蔵庫改修作業終了に合わせた指定文化財看板設置工事、同5目6550公民館管理運営事業5万1,000円の減額は、浄化槽保守点検業務委託及び同6項2目6750吉佐美運動公園管理運営事業7万5,000円の減額は、保守点検業務委託料の減でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第68号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第69号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の53ページをお開きください。

平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ628万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,107万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の54ページから57ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

それでは、補正予算の概要14ページ、15ページをお開きください。

歳入でございますが、3款2項4目1節国庫、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金32万4,000円の増額は、同伴、9款1項1目1節保険基盤安定繰入金512万5,000円の減額は、保険税軽減分及び保険者支援分に係る保険基盤安定繰入金の確定、同2節事務費等繰入金148万1,000円の減額は、事務費等繰入金で、人件費分及び事務費分でございます。

歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務115万7,000円の減額は、職員人件費、8款1項1目8485健康管理普及事業60万円の増額は、人間ドック受診者の増による補助金、11款1項1目8510一般被保険者保険税還付事務152万5,000円の増額は、一般被保険者保険税還付金、12款1項1目予備費725万円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第69号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第70号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算の73ページをお開きください。

平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,988万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の74ページから77ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

それでは、補正予算の概要16ページ、17ページをお開きください。

歳入でございます。

3款1項1目1節国庫・介護保険給付費負担金現年度分236万円の減額、同2項1目1節国庫・調整交付金現年度分67万8,000円の減額、同2目1節国庫、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）現年度分の増額及び同5目1節国庫、介護保険事業補助金98万円の増額までが国庫の財源となります。

4款1項1目1節基金・介護給付費交付金現年度分330万4,000円の減額及び同2目1節基金・地域支援事業支援交付金現年度分330万4,000円の増額につきましては、特定財源となり

ます。

５款１項１目１節県費・介護給付費県負担金現年度分147万5,000円の減額及び同２項１目１節県費・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）現年度分147万5,000円の増額は、特定財源、８款１項１目１節介護給付費繰入金現年度分147万5,000円の減額は、一般会計からの繰入金、同２目１節地域支援事業交付金繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）現年度分147万5,000円の増額は、同伴、同４目１節職員給与費等繰入金２万6,000円の増額は、同伴、同２節事務費等繰入金98万円の減額は、介護保険システム改修分の繰入金の減額。

歳出でございますが、１款１項１目9200介護保険総務事務２万6,000円の増額は、職員人件費、２款２項１目9245介護予防サービス給付事務1,180万円の減額は、介護予防サービス給付費負担金、４款１項１目9340介護予防・生活支援サービス事業1,180万円の増額は、介護予防・生活支援サービス事業費負担金等で、新総合事業に移行した要支援１と２の訪問型サービス費及び通所型サービス費が生活支援勘定に変更となったための組みかえ、８款１項１目予備費８万8,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第70号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第２号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第71号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の91ページをお開きください。

平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによるもので、第１条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第１表 歳出予算補正」によるということで、予算書の92、93ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

それでは、補正予算の概要18、19ページをお開きください。

歳出でございますが、１款１項１目9000排出処理施設管理事業228万9,000円の減額は、浄化槽保守点検業務委託、４款１項１目予備費228万9,000円の増額は、歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第68号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第７号）から議第71号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第３号）まで

の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（竹内清二君） 議案説明の途中ですが、これより午後１時まで休憩といたします。

午前 11 時 59 分休憩

午後 1 時 0 分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木光男君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明申し上げます。

お手元に、水色の水道事業会計予算（補正第２号）のご用意をお願いいたします。

１枚めくっていただきまして、１ページをお開きください。

議第72号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第２号）でございます。

第１条として、平成29年度下田市水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによるものでございます。

第２条は、当初予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものといたしまして、収入科目第１款水道事業収益、第１項営業収益を364万8,000円増額し、第２項営業外収益を122万8,000円減額するものです。支出科目におきましては、第１款水道事業費用、第１項営業費用を201万6,000円減額し、第２項営業外費用を55万7,000円増額するものでございます。

第３条は、資本的収入及び支出で、補正予算第１号で補正後の予算第４条、本文括弧中、不足する額３億189万3,000円を不足する額３億420万7,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,124万円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,110万3,000円に、減債積立金4,402万6,000円を減債積立金4,647万7,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入科目、第１款資本的収入、第４項県費補助金を416万円減額するもので、支出科目におきましては、第１款資本的支出、第１項建設改良費を184万6,000円減額するものでございます。

２ページをお開きください。

第４条として、当初予算第５条に定めた債務負担行為を次のとおり補正するもので、上下

水道料金システム保守委託料の限度額として事業予定額を972万円から433万1,000円に、平成29年度予算計上額64万8,000円を28万9,000円に、上下水道料金システムソフトウェアリース料の限度額として事業予定額648万円を344万5,000円に、平成29年度予算計上額43万2,000円を23万円に、上下水道検針ターミナルリース料の限度額として事業予定額408万3,000円を343万5,000円に、平成29年度予算計上額を27万3,000円から22万9,000円にそれぞれ変更するもので、契約締結に伴う事業予定額の確定によるものです。

予算に関する説明が3ページ以降にありますが、内容は14ページからの予算内訳書で説明させていただきます。14ページをお願いします。

平成29年度下田市水道事業会計予算内訳書です。

収益的収入、第1項営業収益、第2目受託工事収益364万8,000円の増額は、新設工事収入として拡張工事の実施に伴い、32件の先行取り出しの工事収入を追加計上するものです。第2項営業外収益、第2目他会計繰入金122万8,000円の減額は、経営戦略策定負担金132万8,000円の減額と事業手当負担金10万円の増額を計上するものです。以上の合算で、第1款水道事業収益としては242万円の増額となるものです。

16ページをお願いします。

収益的支出で、第1項営業費用は、第3目受託工事費143万円の増額は、給水管取り出し業務の件数増加分、第4目業務費は、委託料35万9,000円減額と賃借料43万1,000円の減額、第5目総係費は委託料265万6,000円の減額によるものです。第2項営業外費用は、第2目消費税及び地方消費税55万7,000円の増額をするもので、各目明細は付記のとおりです。以上の合算により、第1款水道事業費用は145万9,000円の減額となるものです。

18ページをお願いします。

資本的収入及び支出の資本的収入、第4項第1目県費補助金は交付決定により416万円減額するものです。

20ページをお願いします。

資本的支出の第1項建設改良費は、第3目固定資産購入費184万6,000円の減額によるものです。ページを戻っていただきまして、7ページ、8ページの債務負担行為補正は、前述のとおりです。

9ページをお願いします。

平成29年度下田市水道事業予定貸借対照表です。

今回の補正予算の内容を加味したもので、9ページ末尾に記載してありますように、資産

合計は、64億6,579万円となるものでございます。負債の部の記載が10ページです。

11ページをお願いします。

末尾に記載してありますように、負債資本合計は64億6,579万円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符号しているものでございます。

12ページをお願いします。

平成29年度下田市水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

1、業務活動によるキャッシュフローの合計額が2億5,080万7,000円、2、投資活動によるキャッシュフローの合計額がマイナス2億9,151万9,000円、3、財務活動によるキャッシュフローの合計額が840万6,000円となり、下から3行目でございますけれども、資金減少額として3,230万6,000円を計上するものです。平成29年度資金期首残高が2億5,666万5,000円ですので、資金減少額を差し引きますと資金期末残高が2億2,435万9,000円となるものです。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第72号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（竹内清二君） 議第68号から議第72号までについて、当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第68号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第7号）に対する質疑を許します。

1番 進士為雄君。

○1番（進士為雄君） 9ページのところで宮渡戸橋、これの債務負担行為を見ますと、事業予定額が補正前が1億8,200万、補正後が2億1,200万と3,000万増えていますね。それで当該分の予算が6,510万から5,650万に減っているわけですが、この3,000万増えた理由が歩道の設置ですか、何か大きな理由はそのように聞いたように思いますけれども、この流れについてご説明願えればと思います。よろしくお願いします。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません、増額の要因については幾つかあるんですけれども、

1つが、まず議員がお話しあったとおり、稲梓小及び稲梓中学校の児童生徒の登下校時の安全確保について協議をされていたんですけれども、今の橋のあるところから架設橋までの間の通路がこのままだと危険だよというお話や、あと暗いところには照明灯が欲しいとかというお話などもありまして、それに対応したものもでございます。

あと、もう一点、現場のすぐ近く隣接地を借用しまして、そこに土砂等の仮置きをして、

大型ダンプでの搬出を予定しておったんですけれども、なかなか交渉のほうがうまくいかず、現場から直接搬出する段階では小さいダンプカーで搬出し、少し離れた仮置き場で積みかえて運搬とかをやる必要が出てきたため、そのことによることや同じ理由で河川の中に仮設道路をつくったことなどによる増や、あと仮設の土留め工のグラウト注入用の増工などで、下部工の関係で約2,300万、あとまだ未発注の上部工につきまして精査の結果、約700万円弱の増が見込まれるという考えであります。

以上です。

○議長（竹内清二君） 1 番 進士為雄君。

○1 番（進士為雄君） 3,000万増えるということで、国の交付金の関係が関係すると思うんですけれども、今年度6,500万が先ほどこちちょっとお話がなかったのが、5,600万に下がったとその辺の理由がちょっと聞かなかったんですけれども、それと、いわゆるその3,000万増えたものが、要するに国の事業にかかわる話の中で対象になっているんですか。2カ年で当初、1億8,000万が内容が変わって3,000万増えたわけですね。国の対象になっていないとなると、3,000万丸々単独費でやるという話になりますよね。その辺のところはどうなっているかということですね。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） その辺につきましては、県庁のほうにも翌年度要望の中で、来年度の交付金事業に反映させていただくよう要望、協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 今年度の減額分の理由を。

○建設課長（白井達哉君） 今年度の減額分につきましては、すみません、当初要望してた額に比べて交付の額が全般的に少なかったということが理由でございます。

○議長（竹内清二君） 1 番 進士為雄君。3回目です。

○1 番（進士為雄君） 何か今の話を聞くと、その3,000万増というやつなんですね。例えば今言う交付金の静岡県に割り与えた金額かどうかわかりませんが、その中で少なかったから5,600万円になったわけですね。ということを見ると、来年度3,000万というのが見込めるかなというのは、まだで、今のところ交渉中ということで、ぜひ頑張ってください、それを交付対象にさせていただくことが大事だろうと思うんですね。それでないと丸々単費ということになりますので、ぜひともその辺は頑張って対象にさせていただくようにご努力願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

3 番 橋本智洋君。

○3 番（橋本智洋君） 6020事業のプログラミング教育講師研修業務委託ですが、これ勉強会でもちょっと聞いたんですけれども、詳細をもう一度お聞かせ願えますか。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） プログラミング教育ということでございます。

実はこの事業につきましては、本年4月から観光交流課のほうに地域おこし企業人交流プログラムということで、東急エージェンシーさんから職員が派遣されておりまして、観光関係ということでシティプロモーションアドバイザーということで、地方への人の流れですとか、確保ですとかそういったことについていろいろと活動をしていただいております、観光以外にも教育、人材育成という面でも何か貢献できないかというようなことでご提案をいただいたものでございます。東急エージェンシーさんという業種から、こういった業界のほうとはいろいろとご関係があるということでございます。

実は来年度から、学校法人角川ドワンゴ学園というものがございます。こちらは出版社でございます角川さん、それからドワンゴというのはお聞きになったことがあるかもしれませんが、ドワンゴJ Pという着うたですとか、ニコニコ動画ですとか、そういったものを主体にやっているIT企業社でございまして、そちらで学校法人をつくりまして、昨年、2016年度4月にN高等学校という通信制の私立学校を開設したということでございます。この通信制の高校ということでございますけれども、今まで、従来通信制の高校と言いますと不登校児が高卒資格を取るための学校というようなイメージがございましたけれども、そうではなくて、こういう高卒のための学習時間が短いという面を利用しまして、自由になった時間を自分のやりたいことに活用していきたいというような高校でございまして、さまざまな課外活動を行っているということでございます。

ちなみに、このN高等学校というそのNなんですけれども、ネットの意味もございまして、ニューとか、それからネクストですとかネセサリーですとか、そういった意味からとっているというようなことでございます。

一方で、プログラミングの関係というようなことでございまして、ご承知かと思えますけれども、現在、非常にそのプログラマーという人材が不足しているということでございまして、現在その20万人ほどが不足すると。それからまた経産省の推計によりますと、今後59万

人ほどが不足するということが予測されているということでございます。

そういった状況を踏まえまして、国も小学校の学指導要領にプログラミング教育というものを2020年度から必修化することになってございます。現在、中学校の技術家庭科のほうにもプログラミングという部分がございますけれども、やはりその中においても、ちょっとした簡単なプログラミングをして物を動かすというような授業の内容になっているかと思えます。

私どもといたしましては、やはり若い人たちがいわゆる高度な教育ですとか仕事を求めまして、都会のほうに出ていくというような状況がございます。そういった状況を少しでも押しとどめて地域活性ができればというようなことで、このプログラミングの技術を身につけることによりまして、非常に高い能力がつく。また、ネット環境さえあれば、都会でなくても下田においても起業ができる可能性があるというようなことを注目いたしまして、できましたら来年度、テスト導入というようなイメージで、下田中学校と稲生沢中学校を会場に、各校1クラスずつ、おおよそ恐らく20名程度を想定しているんですけれども、部活動のない水曜日に年間2時間程度の授業を35回から40回ぐらい行っていきたいと思っております。その35回から40回やることによって、どのぐらいのスキルが身につくかというような話になりますけれども、ちょっと言い方悪いんですけれども、ウェブエンジニアとしてアルバイトができる程度の能力が身につくというようなことになります。

こういったものをできれば中学生の皆さんに学んでいただいて、今後のできる力にさせていただきたいということを考えております。

今回、予算をお願いいたしましたのは、授業につきましては、N高等学校さんが作成した動画を見ながらネットで授業を受けるという形なんですけど、やはりネットを見るだけではなかなか理解が難しいという部分もあるので、地元のサポートの講師をお願いしたいということでございまして、その講師に対する謝礼と、それから講師の研修の委託費用、N高等学校さんのほうにお願いする部分を予算計上をさせていただいたものでございます。

とりあえず来年度のやり方といたしましては、これから子供たちに意向調査等をさせていただいて、ちょっと20人で収まるかその辺は微妙なところだと思うんですが、多分20人と決めさせていただいたのは、1人の講師が1つのクラスを面倒見られるのが大体20人から30人ぐらいだろうというようなことでございまして、こちら初めなものですから20人というような形で設定させていただいております。恐らくやるとすれば20人から30人ぐらいまでいけるかなと思っております。

あと、稲生沢中学校と下田中学校をモデル校としておりますので、両校に在籍している児童生徒はそのまま行けるんですけども、例えば今考えているのが、東中の子が下田中学校、稲梓中の子が稲生沢中学校で一緒にやっていただくというふうなことも考えておりますので、ちょっとそこについては来年度予算をお願いしまして、送迎の予算をお願いしたいなと考えているところでございます。

今、講師のほうにつきましては、やはりドワンゴさんから派遣していただきますと非常に高額な専門のそれこそプログラマーの方をお願いしなければならないものですから、非常に高額な部分になりますので、こちらは地元のほうでちょっとそれなりのスキルを持った講師候補の方を今探しているというようなところで、今のところ二、三人ほど講師候補の方が挙がっているということでございます。恐らく東京にドワンゴさんの本社があるところに一、二回は行っていただかなきゃならないのかなというような状況でございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） ありがとうございます。

平成28年度に静岡県賀茂振興局のほうで策定した「あるかもアンケート」という調査結果がございまして、これは賀茂の小中、高校、全生徒の1,410名に行いました。こちらを対象にしたアンケートの中で、将来何になりたいかということで、まず、賀茂地区に仕事がないというので、やはりシステムエンジニア、IT関係のプログラマー等が上位を占めています。人気が集まったカテゴリーとして、ITやゲームを生かした仕事、ゲームをつくる仕事、ゲーム会社、プログラマーというものが圧倒的に多いというようなデータが出ております。ぜひこれ、もっともっと予算を、市長、増やして、大いにやっていただきたいなと思います。

以上、要望で終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 2、3聞きたいんですが、まず生活保護費の医療扶助費が4,000万増加しています。大変な額だと思いますが、その実情についてご説明いただきたい。

2点目は、下田市近代化資金等保証補給事業が1件追加分となったというようなことですが、どのような、例えばあるべき事業が増えたとか、どういうことなのかちょっとそこら辺のどういう事業が増えて追加となったのか、そこら辺のご説明をお願いします。

3点目は、この補正を見ますと浄化槽の保守点検業務のマイナスというのは物すごくいっ

ばい出ています。各課にわたって、これちょっと計算してみたんですが、総額で524万円ほど減額されております。これはもとの数字は入札金額ですか。それとも何年か前に浄化槽について、それぞれ個別の課が、例えば観光交流課はどれだとか、学校教育課は学校施設だとか、それぞれがそれぞれの課で契約事務をやっていたんですが、その金額が物すごく多いので、一本化してみたらどうかというのを提案したこともあります。これまた各課に分かれているんですね。これどのようなわけで同額の金額が、何を基準にこれだけの金額が減額されてきたのか。入札差金なのかどうなのか。そこら辺のところでお聞かせ願いたいと思いますし、また、これだけの金額が減額されるということは、どこかでまたその分が何かしらの名目で出てくる可能性もあります。そこら辺のところを当局としてはどのように把握をしているのか、お聞かせください。

○議長（竹内清二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（土屋悦子君） 私のほうからは1751事業、生活保護費支援事業におきまして4,000万円の増額につきましてご説明させていただきます。

本年度、上期医療扶助費につきましての増額によるもので、医療費扶助費の半年分の実績により、広範囲の支払い見込みの不足が生じたためでございます。

主な要因としましては、入院患者に係る増が増加し、全体的な医療費も増加傾向にあるためでございます。昨年、28年度載せておりまして、上期が49%の配分率、後半が51%の配分率という実績になっております。これに伴いまして、来年度の、先ほど申し上げましたが、上期と後半期の予測をしましたところ、3,933万6,735円の不足が見込まれるということで、4,000万円の補正をさせていただきました。

以上です。

○議長（竹内清二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 近代化資金のことの質問でございます。

これは、漁業関係者が今回は水産物保存施設をつくるに当たり、近代化資金を借りて行う事業につきまして、初年度の保証料を負担するものでございます。これは下田市近代化資金利子補給要綱に基づいて支給するものでございます。1件でございます。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 浄化槽の関係でございます。

浄化槽は学校施設ですとか観光施設ですとか、また消防団の施設ですとか公民館の施設、取りまとめて学校教育課のほうで契約の事務を担当させていただいたところでございます。

本年度につきましては、33施設、42カ所の浄化槽の保守点検業務をまとめて入札をしたところでございます。ちなみに、入札比較価格が340万円ほどでございます。実際の落札価格が税抜きで100円という状況でございました。

今回、各予算科目ごと1,000円残しで全て減額をしたというような状況でございます。こちらにつきましては、決算の関係ですとか補正のたびに議員の皆様からいろいろご指摘をいただいているというところでございます。現在、市の発注する工事ですとか建設関連業務につきましては、最低制限価格というものを設けてございますけれども、物品であったり役務の提供については、最低制限価格については設けていないというところでございます。こちらにつきましては契約担当でございます総務課のほうと協議をいたしまして、来年度以降、やはりこういったものにも最低制限価格を設定する方向で協議をしていきたいというところでございます。

ちなみに、契約内容に基づいた点検、そういったものは仕様書に基づいてきちんとやっていただいているということでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 医療費の関係なんです、私も何遍か最近入院したりしていますのであれですが、要するに医療費、医療関係のことを除いた入院患者のそういう病院でのいろんなことに関する費用なんですか。医療関係に関しては、高額医療に関してはその枠がありまして、10万円を超えると、8万円ですか、こういうものは保険の枠内で保証されるということで、それで患者個人に対する負担というのはそんなにないと思いますが、患者がそんなに払えなくなっている、生活保護の申請をしなければ払えなくなるような現状ということなのかということをお聞かせください。

それと、漁業関係なんです、保存倉庫ですか、関係者が何人か集まって。保存倉庫というのはどういう、具体的にどのような倉庫をどこにつくろうとしているのかということについて、もう一度お願いします。

浄化槽に関しては、340万円の想定の入札価格に対して、全部100円というのはいかにも異常ですよ。本当に異常です。これ計算してみたら541万円マイナスなんて、そこら辺の数字がちょっとよくわからないんですが、当初の予定額ももっと減って、いろいろチェックしていたら、524万円ほど減額になってというふうに、ここ分割の数字についてお聞かせください。

○議長（竹内清二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（土屋悦子君） まず、私のほうからは、生活保護者の医療費負担につきましては、公費10割負担でございます。保険証がないのが生活保護者でございますして、医療費は全て公費10割負担となっております。

○議長（竹内清二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 近代化資金、どこが何をやったのかということで、小木曾さんが中に建てていますよね。あその関係で水産施設ということで、県にも同じ制度がございますして、そこで承認を得てやっている事業で、市も同じ制度があるもので、そこで。

あと、浄化槽のその差というのが、多分漁業集落の関係がございまして、漁業集落につきましては単独でやっておりますので、入札を。そこで220万ぐらい、今回。

〔発言する者あり〕

○産業振興課長（長谷川忠幸君） すみません。

以上です。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） ただいまご質問の浄化槽の保守点検業務委託の減額でございますけれども、今回減額しているのは当初予算に計上させていただいた予算額との差額を減額させていただきました。先ほど言いました学校教育課長が入札比較価格340万7,000円というのは、設計書をつくった設計額ですので、減額額を言ったわけではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

もう少し補足いたしますと、先ほどの合併処理浄化槽はこれまでの経緯がありますので、一本で学校教育課が入札を行っております。それからあと、産業振興課のほうで集落排水のほうは別に、入札としては2件で行いました。双方とも予定価格が340万と200万なんですけれども、双方とも100円、100円ということでの落札となりました。

入札の相手方ですけれども、指名委員会の中で市内業者2社を選定してございます。そして、最低制限価格というのが工事関係にはございますけれども、物品、役務の提供にはございませんが、この問題を受けまして総務課のほうでも状況を調べようということで、この11月に静岡県東部の入札契約担当課の情報交換会がありましたので、一応そこへ持ちかけたところ、下田市以外の市では役務の提供、ですので委託関係の最低制限価格はどこも設けていなかったようでございます。ただ、こういう状況はこれまで続くのはちょっとどうなのかということで、先ほど学校教育課長が言いましたように、最低制限価格を委託分の中でも考え

ようかということで、今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第68号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第69号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第69号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第70号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第70号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第71号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第71号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第72号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第72号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

○議長（竹内清二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

9日、10日は休会日とし、11日から13日まで各常任委員会の審査をお願いし、14日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでございました。

午後 1時38分散会